５　児童生徒の忌引

５　児童生徒の忌引

児童生徒の忌引については、教職員の服務規程の忌引を準用することとなっているが、大人と子どもの場合では、年齢による一世代の異なりが生ずるため、現実的にはこの格差を是正したうえでの適応が必要となってくる。

最近の長寿化傾向のなかで「曾祖父」「曾祖母」が身近な家族である場合も多いため、曾祖父母まで適用範囲を広げ、下表のように取り扱う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 死亡した者 | | 日　数 |
| 父方・母方 | 父母 | ７　日 |
| 祖父母 | ３　日 |
| 曾祖父母 | １　日 |
| 兄弟姉妹 | ３　日 |
| 伯叔父母 | １　日 |